

閱 覧 設 計 書

業 務 名 永平寺町志比北小学校利活用検討アドバイザー業務

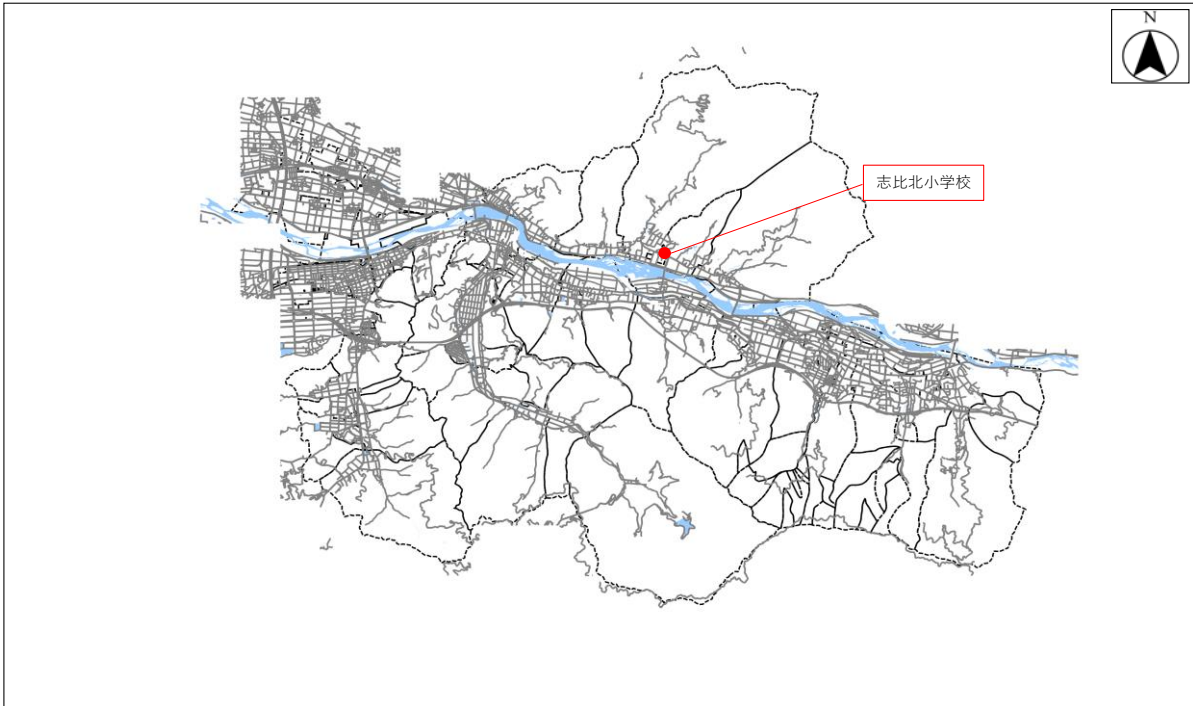
履 行 箇 所 永平寺町志比北小学校

履 行 期 間 令和7年3月21日

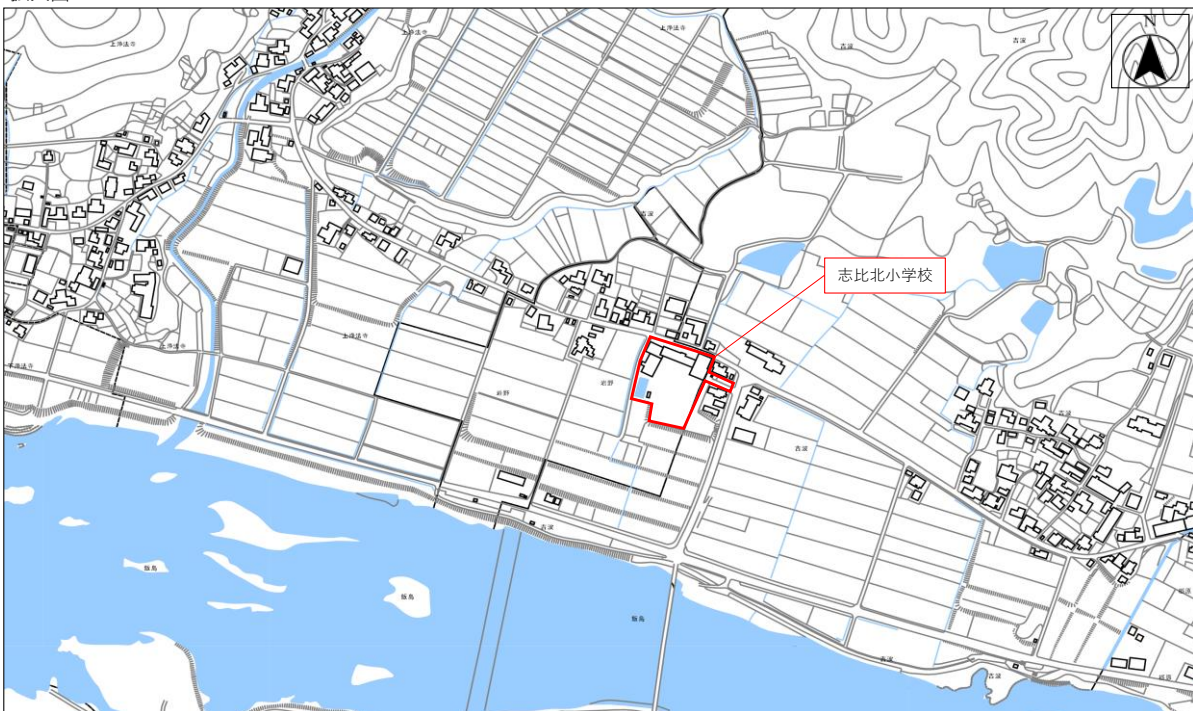
監 督 職 員 総合政策課 課長補佐 吉田 忠純

位置図

永平寺町管内図



拡大図



永平寺町志比北小学校利活用検討アドバイザー業務

特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

この仕様書は、「永平寺町志比北小学校利活用検討アドバイザー業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に際しては、契約書及び本特記仕様書並びに関係法規に準拠することとする。

第2条（業務の目的）

本業務は、志比北小学校休校後の、同校施設・敷地の活用方針の検討を支援することを目的とする。

第3条（業務の範囲）

本業務の範囲は、永平寺町志比北小学校を対象とする。

第4条（履行期限）

本業務の履行期限は、契約日の翌日から令和7年3月21日までとする。

第2章 業務内容

第5条（業務内容）

本業務の内容は、以下の通りとする。

1. 利活用事例調査

（1）休校・廃校利用の利活用事例調査

永平寺町の現況及び立地特性等を踏まえ、参考となる学校施設・敷地の利活用や遊休地の利活用の事例を調査・整理する。

（2）関連情報収集

学校施設・敷地の利活用検討を進めるにあたっての課題・制約などの関連情報を収集・整理する。

2. 地元意見交換会支援（2回）

地元住民との意見交換会に出席し、議事録の作成を行う。

3. 報告書とりまとめ

利活用事例調査や地元意見交換会の意見を踏まえ、志比北小学校施設・敷地の利活用検討結果について取りまとめる。

4. 打合せ協議

- ・業務着手時 1回
- ・成果品納入時 1回

第3章 提出書類

第6条（着手時提出書類）

受注者は、業務着手にあたって次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者の資格を有することを証する書類
- (3) 業務工程表

第7条（管理技術者及び照査技術者）

本業務に関わる管理技術者については、下記のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

第8条（成果品）

提出する成果品は、いかに示す通りとする。

- (1) 永平寺町志比北小学校利活用検討アドバイザー業務報告書 2部
- (2) その他資料（根拠資料、参考資料、成果品データ（CD-R）） 1式

第9条（成果品の帰属）

成果品はすべて発注者の所有として発注者の承認を得ないで他に公表、貸与してはならない。

第10条（成果品の瑕疵）

受託者は業務完了後においても、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに受託者の責任において訂正、補足及びその他必要な処置をとらなければならない。

第11条（参考資料の貸与）

本業務の実施にあたり必要となる関係資料等については、発注者より受託者に貸与するものとする。

第12条（疑義）

受託者は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し円滑に業務の遂行を図らなければならない。

第13条（機密の保持）

受託者は業務を遂行するうえにおいて知り得た業務の目的や内容、その他借用資料に関してISO等情報管理規定に基づき適切に管理することとする。

以 上

令和 6 年度 業務委託設計書		町長	副町長	課長	課長補佐	課員	設計	念算	
業務名	永平寺町志比北小学校利活用検討アドバイザー業務								
履行箇所	永平寺町志比北小学校								
業務費	金 円		業務価格			金 円			
			消費税相当額			金 円			
業務概要									
<p>1. 業務委託内容</p> <p>(1) 利活用事例調査 1式</p> <p> 休校・廃校利用の利活用事例調査</p> <p> 関連情報収集</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>(2) 地元意見交換会支援 1式</p> <p> 出席、会議録作成</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>(3) 打合せ・報告書取りまとめ 1式</p> <p>_____ _____ _____</p>									

